

令和7年第10回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和7年8月21日 午後3時開会

午後4時40分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満 委 員 比嘉 佳代 委 員 大城 進
委 員 宮城 光秀 委 員 辻上 弘子 委 員 小濱 守安

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教 育 管 理 統 括 監 田代 寛幸 教 育 指 導 統 括 監 崎間 恒哉
参 事 諸見 友重 参 事 伊波 寛仁
総 務 課 長 平田 直樹 教 育 支 援 課 長 大城 司
学 校 人 事 課 長 東 哲 宏 学 校 人 事 課 県 立 学 校 人 事 管 理 監 上 原 令
働 き 方 改 革 推 進 課 長 上 江 洲 寿 県 立 学 校 教 育 課 長 屋 良 淳
義 務 教 育 課 長 新 城 高 広 義 務 教 育 課 学 力 向 上 推 進 室 指 導 主 事 仲 盛 賢 也
保 健 体 育 課 長 遠 越 学 文 化 財 課 文 化 財 班 長 野 村 直 美
文 化 財 課 文 化 財 班 指 導 主 事 高 良 綾 野

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第1号、議案第2号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和7年第9回議事録の承認

全会一致で、令和7年第9回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が辻上委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 令和7年第4回沖縄県議会（6月定例会）における質問等概要報告

【説明（総務課長）】

令和7年第4回沖縄県議会（6月定例会）における質問等概要について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

- 比嘉委員 21番の教員のメンタルヘルス対策について、うつ病の再発率は約60%とされており、2回目の再発率が約70%、3回目の再発率が約90%であり、再発率の高いことが話題となっております。そして、教員においても、うつ病等のメンタルヘルスの不調が再発することを聞いておりますが、メンタルヘルスの不調に起因する休職から復職までの判断について、どのような手順や基準に基づいて判断されていますか。また、復帰の判断は教員本人の主治医による判断が主になるのか、それとも学校や教育委員会に所属する産業医等の意見を踏まえた上での総合的な学校側の判断になるのか等、具体的な流れや関係者の役割について教えていただきたいと思っております。

- 学校人事課長 病気休職の職員の復帰に際して、復職願に必要な書類を添えて提出します。書類の内容につきましては、校長の意見書、主治医の意見書、産業医の意見書、休職者本人が記入する復帰準備完了確認シートです。これらを総合的に判断して、県教委として復職の可否を判断しております。主治医は基本的に休まれた先生の病状について一番よくわかっている方であり、産業医は職場の状況を理解した上で判断する方であるため、どこを重視しているというものはなく、全部勘案して、あとは本人がどれくらい復帰できると自分で認識しているのかを含めて、復職の可否を判断しております。

- 比嘉委員 責任感の強い先生ほど早く復職をしたくなるという傾向が見られると感じたため、基準を確認させていただきました。適切な復職時期で、再発のないように続けていただければと思っております。次に、25番のラーケーション制度の導入について、9月から導入が予定されていますが、1点目に、申請から取得までの具体的な手続、対象者や申請方法の詳細が今の段階で決まっているか教えていただきたいです。2点目に、学校教育との関連性として、この制度が子どもたちの学びや成長に与える効果について、県又は教育委員会としてどのようにお考えかをお聞かせ願いたいと思っております。特に学習意欲や家庭・地域との連携、心の成長などに与える影響について、どうお考えかを伺いたいです。

- 県立学校教育課長 いわゆるラーケーション制度を、沖縄県においては、9月から県立学校の児童生徒を対象に「家族休暇制度」という名称で試行的にスタートいたします。1点目について、欠席の届出を行うために普段から利用しているツールを用いて、取得したい日の1週間前までに保護者が担任に届け出ます。なお、家族休暇制度については欠席扱いになりません。また、あくまでも試行的なスタートですので、申請の期限等は運用が始まってから精査していきたいと思っております。2点目について、家族の時間、家族とのコミュニケーションの確保をまず一番に考えております。また、単なる休みではなく、キャリア教育の一環として、探求的な学び等が親子でできないかと考えております。土日に保護者が休めない場

合は、平日にキャリア教育につながる学びとして、沖縄の自然、文化、歴史等の体験的な学習をする、また、地域とのつながりを体験する、そのような学びにしてほしい旨を各学校の方には周知しているところです。

○比嘉委員 新しい制度が導入され、家族との関わりも学べるということで、素晴らしいと思います。今後はできれば保護者からのアンケートなどもしていただいて、よりよい制度に発展していければと思っております。

○大城委員 22番、教員志望者の減少の理由、負担軽減に向けた取組等についてお聞きします。昨年12月に、令和5年度実施公立学校教員採用試験に関する文科省報告を受けて、主要全国紙は受験者数が近年、全校種いずれも減り続け、10年前との比較では、小学校と中学校は63%、高校は57%を示し、教員のなり手不足の深刻さを指摘しています。また、長時間労働など厳しい労働環境が敬遠される主な事由とし、国、県の支援の下、学校現場で教科担任制の拡充など、教員の業務負担の軽減や働き方改革が進められることで、幾分かは教員を志す学生の不安を減らすことにつながるとの識者の意見もあります。そこで、今回の答弁内容から、次の4点を教えてください。1点目、令和7年度実施沖縄県教員候補者選考試験の志願状況2,440人、前年2,644人について、5月の教育委員会会議で報告した後、現時点でどのくらい増があったか。2点目、専科教員配置と学年担任制の両方を推進しているか。3点目、2027年度から教員候補者選考試験で共通問題が使用されるとの報道があったが、本県方針はどうか。4点目、改正給特法では、教職調整額の10%までの引き上げと併せて、自治体には残業時間の削減策定計画を求めるといわれますが、本県働き方改革推進計画設定の成果指標の目標値で代替対応できるか。

○学校人事課長 まず、教員採用試験の最終的な志願状況について、数字から申し上げますと、今年度実施の採用試験の最終的な志願者数は2,536人となりました。これは「結・UI特別選考」と「秋選考」の人数を追加し、前回の報告値よりも96人増加しています。結果的に前年度実施の試験と比較し、志願者は108人減少しました。専科教員について、特に小学校の学級担任の先生の負担軽減に効果があると認識しております。国の加配定数を活用し、理科、英語、体育の専科教員を令和7年度は126人配置しております。効果があると認識しておりますので、さらなる加配の拡大等について文科省に要望しているところでございます。

○義務教育課長 学年担任制の推進については、各学校がそれぞれの状況に応じて進めているところです。昨年度、沖縄県の研究指定校として与那原町立与那原小学校で働き方改革を推進する中で、学年担任制や教科担任制を進めており、複数の教員が業務を負担することから先生方の負担軽減につながり、生徒指導や保護者等の対応についても、複数で対応できるなどのメリットがあると伺っております。

○学校人事課長 次に採用試験の共同実施についてお答えいたします。令和6年の1月から文科省が音頭を取り、教員採用試験の1次試験の共同実施に向けた話し合いなどを重ねてまいりました。現在、教員採用選考に係る第1次選考の共同実施に関する自治体協議会が設置さ

れており、そこに 51 自治体が参加を表明しておりまして、沖縄県も加わっております。ここでは、令和 9 年度実施の採用試験から試験問題を共通で使用するということについて協議を行っております。協議の基本的な論点としましては、まずは、試験の実施日です。各県は各々事情があり、統一日ではなく複数の実施日を設け、複数の問題を用意する方向で話をされております。また、その試験の実施科目、加えて、試験の作成は外部委託が想定されますが、費用負担のあり方、委託した問題の内容の確認を行う体制等について協議を進めているところでございます。

○働き方改革推進課長 4 点目の改正給特法に係る各教育委員会に策定、そして公表の義務付けがされる「業務量管理・健康確保措置実施計画」の成果指標等について、まず給特法が改正されまして、国による説明会が 7 月 10 日にオンラインで行われ、9 月を目途に国が示す指針の内容を踏まえた計画であれば、新しく作ることなく、現行で動いているプランで代替可能である旨の説明を受けているところです。これを受け、9 月に公表される指針の内容がどうなるかというところですが、現在、中央教育審議会の「教師を取り巻く環境整備特別部会」で、この指針の内容について審議が行われている状況のようです。その内容は、成果指標のお話がありましたけれども、国の方がすでに答申等で示しているような、月 80 時間の残業時間を超える教職員をゼロにすることを大前提として、上限規則の月 45 時間以内で全ての教育職員が収まるようなところもまずは目標にする。また、2029 年（令和 11 年度）までに、教育職員の月当たりの平均時間外在校等時間を 30 時間程度と国は目標を示していますので、そういった数値的なところの目標が成果指標として指針に今入ってくる方向で議論が進んでいるようでございます。現行の沖縄県のプラン、推進計画につきましても、おおむねカバーしている状況ではありますが、9 月に出てきた指針を確認した上で、修正が必要であれば、若干の改定を想定している状況でございます。

○大城委員 わかりました。先の通常国会で成立した改正給特法による教職調整額 10%の年収等への影響については、その数字のインパクトは大きいとは思いますが、教員の処遇と労働環境の改善は両輪で進めることで、教職の魅力を高め、優れた人材を呼び込めるようになるのではないかと、識者や教員経験者等の意見に賛同いたします。委員として、教育の質を担保するために教員志願者を確保することは、本県においても喫緊の課題だと認識しています。所管課はもとより、庁内各課の教員志望者確保の御努力を評価しながらも、今後一層、全庁体制で教員の業務負担軽減の取組や働き方改革を進めていただくことを強く期待しております。

○宮城委員 15 番について、今年が戦後 80 年ということで、平和教育にも力を入れて取り組んでいるところだと思いますが、その中で、教員向けの研修である平和教育推進リーダー育成研修とは、どのような研修でしょうか。

○県立学校教育課 戦後 80 年に伴って県教育委員会としましては、平和教育推進事業として教員を対象とした平和教育推進リーダー育成研修と、生徒、保護者、地域の方々を対象としたフォーラムの開催を 2 本柱としております。平和教育推進リーダー育成研修は、8 月 12

日に総合教育センターで実施いたしました。対象としたのは、県内の小学校、中学校、高校の教員、各教育事務所の代表、県立高校からの代表、指導主事等を含めて、総勢約 40 名が集まって研修を行いました。内容については、広島市教育委員会から指導主事をお二人お招きして、広島の平和教育の事例を研修しております。その中で、まず発達段階に応じた目標設定をする、それから独自の教材を活用する方法などを御教示いただいています。「各学校の平和学習をつなぐ授業モデルづくり」をテーマにワークショップを開催し、小学校、中学校、高校と発達段階の違いをつなぐ地域の平和学習や授業モデルの案を作成していくことが今回の目玉でした。そのモデルを今度は、各教育委員会、各学校へ、参加した先生方がファシリテーターとして下ろして行って、各学校で児童生徒に対して平和教育を進めていくスキームになっております。今年が最初で、その歯車が回り始めたと考えております。来年以降は更にそれをどんどん回転させていこうと考えています。

○宮城委員 ぜひ今後も一層の取組をお願いしたいと思います。続いて、42 番の大学等給付型奨学金についてです。県教育委員会が実施している給付型奨学金について、過去 5 年間ほどの応募者数と採用人数を教えてください。応募者数が採用人数を上回っている場合は選考されていると思いますが、どのように選考されているかを教えてください。

○教育支援課長 この事業は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外進学が困難な県内高等学校生徒の県外難関大学等への進学を促進し、大学等進学率の改善を図るとともに、本県におけるグローバル人材の育成を促進していくため、県外対象大学への入学及び修学を支援するための奨学金を給付する事業でございます。例年 100 人前後の応募があり、採用の定数が 25 人で、毎年 25 人採用しているところでございます。応募者数について、令和 2 年度が 90 人、令和 3 年度が 101 人、令和 4 年度が 114 人、令和 5 年度が 108 人、令和 6 年度が 106 人です。採用者数については、定数が 25 人なので、毎年 25 人です。応募者数は 100 人前後で推移していますが、最終的には所得要件で対象外になる生徒や、進路変更による辞退もあり、定員 25 名に対して最終的な候補者は 35 人ぐらいになります。選考基準について、「高等学校の平均評定」、「家族構成を考慮した家計所得」、「推薦を行う学校長による学内における学習及び活動状況に基づく人物評価」、「県外大学進学の適性を確認する適性評価」、「国が実施する同様の修学支援制度の所得金額に基づく区分」の 5 つの項目を評価し、点数化をして、順位付けを行って確定をしています。

○宮城委員 地域で偏りがあることも考えられると思いますが、配慮等はあるのでしょうか。

○教育支援課長 地域の枠に対しての配慮はしておりません。あくまで申し上げた 5 つの基準に基づいて点数化し順位に基づいて決めております。

○宮城委員 わかりました。次に、43 番の通学費支援についてお聞きしたいと思います。過去 5 年間ほどの応募者数と認定者数を教えてください。また、答弁の中で全額補助と一部補助というお答えがありましたが、一部補助とは何でしょうか。加えて、4 月から支援を受けられるように環境整備に取り組んでいるとありましたが、具体的な対応について教えてください。

い。

○教育支援課長 バス通学支援事業について、過去5年間の私立を除いた応募者数について、令和2年度は10月1日からの開始になりますので他の年度より若干少ないですが、申請者が3,313名に対して認定者が3,208人、令和3年度は申請者が4,216人に対して認定者が4,111人、令和4年度は申請者が4,704人に対して認定者が4,657人、令和5年度は申請者が4,758人に対して認定者が4,682人、令和6年度は申請者が4,990人に対して認定者が4,920人です。令和5年度からは遠距離等通学費支援事業も行っており、令和5年度は申請者が101人に対して認定者が85人、令和6年度は申請者が111人に対して99人の認定です。全額と一部補助について答弁させていただいておりますが、バス通学の支援については、専用のオキカ交付の現物給付による全額補助と、通学費が高額となっている生徒への遠距離等の通学費の一部補助を行っているところでございます。全額補助のバス通学費等支援事業の要件については、住民税所得割非課税世帯と児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成を受給している世帯の高校生を対象としております。一部補助の遠距離等通学費支援事業につきましては、バス通学費無料化の対象外となっている生徒のうち、年収が約590万未満の世帯で、通学費が1か月当たり1万5千円を超える分を補助しているところでございます。4月からの取組についてですが、県では新入生の入学式までに専用のオキカを交付するために、郵送の申請に加え、インターネットでの電子申請を2月中旬ごろから受け付けております。バス通学支援の制度の周知については、例年8月ごろに市町村教育委員会を通して、各中学校の進路指導担当の教員、中学3年生及びその保護者に周知を行っております。加えて入学前申請の制度の周知については、年明けに市町村教育委員会を通して、中学3年生の保護者等へ制度の周知を図っているほか、県のホームページでも周知をしているところでございます。なお、入学前の申請について、昨年度は531名の生徒が入学前の申請を行っているところでございます。

○宮城委員 年々利用者も増えているようですので、今後も取り組んでいただければと思います。

○辻上委員 24番の教員のメンタルヘルス対策について、令和7年第1回県議会(2月定例会)において、市町村教育委員会と県教育委員会の協議会設置など、いわゆる連携協働体制の整備についても検討していきたいという答弁がございました。現在の進捗状況や連携状態を教えてください。加えて、先ほどの比嘉委員とも重なる部分もあるかと思っておりますけれども、市町村立小中学校の産業医の活用等についても教えていただけたらと思います。

○働き方改革推進課長 市町村教育委員会と県教育委員会との協議会、連携協働体制の整備として、取組をスタートさせています。当課は令和5年度に立ち上がりまして、5年度、6年度、41市町村教育委員会の皆さまと意見交換をさせていただきながら情報収集してまいりました。41市町村ありますと、保健師等の専門的な人材が配置されている教育委員会もあれば、法令等で定められた基本的な産業医の配置、衛生委員会の設置等の労働安全衛生管理体制の整備をまずは行うといった教育委員会等、実情がさまざまでございます。ただ、その中でも、

法令等による労働安全衛生管理の取組を徹底しなければいけないことを踏まえまして、今年度の7月、8月に新たな取組として、2つの協議体、会議体を設置したところでございます。まず1つ目が、市町村教育委員会労安活性化会議をこの7月に設置しました。41市町村が一堂に会するわけではなく、沖縄県全域を教育事務所単位の6つの地区に分けて、事務所単位で労安活性化会議という会議体を設置して、7月28日の島尻地区を皮切りに、来週8月29日の八重山地区まで6地区でそれぞれ会議を実施しているところでございます。会議の内容につきましては、各市町村教育委員会の労安担当者、教育事務所の担当者、我々働き方改革推進課、関係課と一堂に会して、又はオンラインもつなぎながら、労働安全衛生管理体制の整備充実について、メンタルヘルス対策、復職支援について等の内容で会議を開催しているところです。これが1つ目の取組です。2つ目は、さらにより充実したメンタルヘルス対策を行っていくために、市町村教育委員会保健スタッフミーティングという会議体を立ち上げました。これも7月末に第1回の会議を終えたところです。先ほどの労安活性化会議は41市町村が対象でしたが、この保健スタッフミーティングにつきましては、保健師等の専門的人材を配置されている県内7つの市教育委員会の保健スタッフと、県教育委員会の保健スタッフとのミーティング、会議体になっており、7月に行った際の主な内容としては、令和5年度から那覇市で実施している文科省から受託したモデル事業の成果と課題を那覇市の保健スタッフと共有しながら、各市におけるメンタルヘルス対策の充実につながるような協議を行ったところでございます。労安活性化会議、保健スタッフミーティングのどちらも今年度スタートさせた取組であり、年度内に1回～2回程度は会議を開催して、令和8年度以降もこの会議体をベースにしながら市町村教育委員会と連携して、各市町村の実情に応じた労安の取組、そしてメンタルヘルス対策が実施できるよう県教育委員会としては伴走していきたいと考えております。また、産業医も、県立学校においてはご存じのとおり、活用が進んでおりますが、市町村教育委員会においてはこれからというところが実情です。ただ、那覇市のモデル事業では産業医の活用をうまくやり始めていて、学校によっては、まず産業医と短い時間でもいいから全職員面談を行い、その面談をすることによって、先生方の健康意識、メンタルヘルスケアの意識の高まりが感じられたというような取組の報告もございました。産業医の活用については、那覇市のそういうモデル事業の好事例等を他の市町村に展開していきながら、沖縄県41市町村で充実した取組ができるように目指していきたいと考えているところです。

○辻上委員 41市町村の実情が様々であることを、6つの地区でというようなかたちで、いわゆる実践的に動ける体制というのを目指していらっしゃることがわかりました。また、働き方改革推進課の皆さんの情熱が伝わってくるようで、是非ともスモールステップではあっても、少しずつ前進をお願いしたいと思います。産業医の活用については、県と市町村で違うところもあり、ご苦労も多いかと思いますが、是非とも教員のメンタルヘルスの支えになるようによろしくお願いします。次に、33番の県立高校制服の夏場対策に関して、県立高校の制服については、選択制の学校とポロシャツなどの準制服を導入した、又は予定している学校はどれくらいありますか。

○県立学校教育課長 まず制服の選択制について、ジェンダーフリーの観点から、制服を制定

している 57 校の県立高校のうち、全ての学校で選択できるようになっております。暑さ対策用でポロシャツにハーフパンツを合わせたいわゆる準制服は、現時点では那覇西高校のみの取組です。その他の学校では、シャツを通気性の高い生地に変更、ネクタイをなくすノーネクタイ、登下校時は体育着の着用など、いろいろと緩和しながら暑さに対応していると聞いております。

○辻上委員 57 校全てで選択制を採り入れているということは本当に開かれた学校だと思えます。そして、保護者の経済的な負担を考えて、例えばウール等のオールシーズンで使える制服のズボンもごさいます。夏は暑いからズボンをたくし上げて授業を受ける生徒もいると聞いております。まだ、いわゆる制服の自由化は難しいと思えますが、バランスの取り方ということで、選択制は全ての学校で行っているため、準制服の設定で柔軟性を持たせるような今進めているような方策が現実的と思っております。生徒、保護者、教員間での合意形成も重要ですので、引き続き取組をお願いいたします。最後に 41 番の国公立大学等への進学を推進する取組について、いろいろとあるとは思いますが、その中で 2 つ程度事例を教えてください。また、国公立大学に限らず、専門学校、私立大学、短期大学等の進学の希望者数と実際の進学率の差は、どれくらいあるのでしょうか。

○県立学校教育課長 国公立大学等への進学を推進する取組として、一番大きな取組は、進学エンカレッジ推進事業です。事業内容の例として、生徒が県内で 2 日間の事前研修、関東や関西等を中心とした県外で 2 泊 3 日や 3 泊 4 日の宿泊を伴う研修、県内で 2 日間の事後研修を行うプログラムがあります。県外で宿泊をする際に特徴的なプログラムとしては、難関といわれる大学を複数訪問して、その大学の授業を受けたり、大学生と交流したりすることで、実際に自分たちが行きたいところ、もしくは興味があるところをしっかりと体験していくということになります。参加者の象徴的なコメントがごさいますので紹介させていただきます。「自分のやりたいことができている大学生と交流し、自分もぜひそうなりたいと強く思った」、「今の私たちなら努力次第で何にでもなれる」など、モチベーションが高まって、行動も能動的になってきたということがあります。実際に令和 6 年 3 月卒業で、当事業に参加した生徒は 217 名おりました。そのうち国公立大学に 120 名、私立大学には 57 名が合格しております。全員ではないですが、上を目指して浪人し勉強する生徒もいると聞いておりますので、この事業は今後も推進していきたいと考えています。次に、進学希望者数と進学者数との差について、まず令和 7 年 3 月卒業生の進学決定率は、国公立大学では 80.3%、私立大学や短期大学では 97.1%、専修学校等では 98.2%であり、100%ではありませんが、その子たちが夢を諦めずに、勉強を続けて、浪人後も合格を目指して頑張っていると聞いております。そういった生徒たちの頑張りを応援するためにも、生徒たちが自分でモチベーションを上げて自走していくことを支援するための進学エンカレッジ推進事業を、また、教師が授業をさらに充実するための授業改善推進事業を実施しています。また、各学校が進める主体的な取組を応援するために学力向上推進学校計画訪問として指導主事が訪問し、困りごとを聞き、支援できる方法を一緒に考える等を行い、進学決定率の向上を目指しております。

○辻上委員 見事な成果の裏には、県の事業で子どもたちが目標を知ることや先生方のすばら

しい御努力があるのだと改めて思っております。全ての高校生が平等に享受できているわけではないという現実もございます。経済支援でありますとか、進路指導、情報発信、学習環境の改善、また、先生方に対する指導の研修など、多面的な取組が一層重視される段階にきていると思います。今後とも是非継続して未来の人材への支援をよろしく申し上げます。

○小濱委員 私は34番の道路交通法改正に伴う高校生の自転車運転について、私見とお伺いしたいことがあります。子どもの交通事故にずっと関わってきているのですが、自転車の事故は小学校から増えていって、高校1年生でだいたいピークになると言われています。その後、高校生2年、3年と年齢を重ねると自動車事故、バイク事故が増え、自転車から離れていくことが多いので、自転車の安全についての教育は、高校では遅いのではないかと考えています。小学校の時期から交通ルールをしっかり教えなければいけません。特にヘルメットの着用に関しては一番大事なことで、万が一交通事故に遭っても、ヘルメット着用の有無で、致死率が倍くらい違います。頭部の受傷をしますと、将来に関わる大きな問題になることも言われています。そういう教育を、ここに書いてあるような高校生の自転車運転ではなく、小学生から安全な自転車運転の指導をしなければいけないのではないかと考えておりますが、県教育委員会としては、市町村にも働き掛け等を徹底して行っていただけているのでしょうか。

○保健体育課長 委員のおっしゃるとおり、高校では、学校における講話や「高校生自らが考える交通問題」等の集会を行っています。小中学校でも、当然この交通安全に対する指導は行っておりまして、1年生の入学時に横断歩道の渡り方の実習等を行い、中学校では警察官を実際に呼んで交通安全教室を毎年行っています。実際、数値を見てみますと、交通安全教育の実施の割合は、小学校が98%、中学校が79.9%、高校が96.6%、特別支援学校が90.9%です。直近では法改正により、いわゆる青切符制度等も入りますので、保健体育課としても文書を準備して、教育委員会としてあらためて交通安全の指導の徹底についてあたるべく、県立学校、市町村立学校、各教育事務所、各市町村教育委員会に依頼をかける取組をしているところであります。

○小濱委員 私は車で通勤しており、その際にほぼ毎日というくらい、中学生か高校生が、リュックを背負い自転車に乗って、歩道を走ったり、車道を走ったりしながら、ジグザグと非常に危険な運転を見かけます。また、先ほど青切符の話もありましたが、全国的に子どもたち、小学生、中学生の歩道での事故、自転車と歩行者との事故で歩行者が大けがをして、損害賠償を請求されるような事故も実際起きております。そこも踏まえて、まず交通ルール、車道を走るべき等だけではなくて、歩道を走るときの安全教育が必要だと考えます。それから、ヘルメットに関して、今は努力義務ですが、沖縄県では、自転車に乗る場合はヘルメットをしなければいけないという教育を小学生、中学生に向けて行う必要があると思います。ぜひ今後の安全教育の中に入れていただきたいと思っています。

報告事項2 令和6年度沖縄県教育委員会リスクマネジメント評価報告書について

【説明（総務課長）】

令和6年度沖縄県教育委員会リスクマネジメント評価報告書について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 今回の評価結果において、全体的なリスクマネジメントについては概ね有効に運用されていることを理解しました。また、その他の主な不備事案2件については、普通には考えにくいことで、学校と行政双方が適切に事後対応をされたと思います。そこで改めて教育委員会の本制度導入の背景、必要性並びに重大な不備事案の定義について、その要点を教えてください。

○総務課長 まず背景と必要性に関して、内部統制については、知事部局では地方自治法により義務化され、令和2年2月に「沖縄県内部統制に関する方針」を策定し、導入して取り組んでいるところであります。教育委員会においては、事務の適正な執行を確保し、教育行政を適切に推進していく必要があることから、教育委員会独自の取組として、内部統制を令和6年度から、教育庁各課、教育事務所、教育機関及び県立学校を対象として、沖縄県教育委員会リスクマネジメントとして導入することとしております。次に、重要な不備とは、事務の管理や執行がまず法令に適合していない、又は適正に行われていないこと、地方公共団体や県民に対して大きな経済的、社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い、もしくは実際に生じさせたものと定義しております。例えば知事部局においては、国庫請求手続の錯誤などにおいて、補助金の歳入についてマイナスがあったことなどが過去に挙げられている状況であります。

○大城委員 わかりました。リスクマネジメント、内部統制の仕組みの導入により、有益な客観的情報が得られること、またそのことで次年度に確実に生かされる制度として成立されたことはよいことだと思います。委員としては、不断に適正な財務に関する事務の確保とともに、自己点検、相互点検等の取組を通じて、職員一人一人の資質向上につながることを期待しています。

報告事項3 令和8年度沖縄県立高等学校入学定員について

【説明（県立学校教育課長）】

令和8年度沖縄県立高等学校入学定員について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 2件、ご教示ください。沖縄水産専攻科の漁業、機関、無線通信、3学科それぞれの定員充足の状況を把握したく、昨年度の志願者と入学者をご教示ください。また、先日、文科省は高校教育改革を指導する課を新設し、公立高校の魅力向上を図って、公立高離れを防ぎたい考えで、特にその中で農業高や工業高などの専門高校の支援に取り組むことを公表しました。そこで公立離れ対策関連で、県内公立高校の魅力向上の取組について教えてください。

○県立学校教育課長 まず、沖縄水産高校の専攻科につきましては、直近の入試では、漁業科は定員10名で志願者16名、10名が合格。機関科は定員10名で志願者14名、10名が合格。

無線通信科は定員 15 名で志願者 17 名、14 名が合格しております。続きまして、公立高校の魅力化について、まず教育課程を編成するにあたって、基本的に社会に開かれた教育課程を進めていくということがあります。先ほどの質疑でもありましたが、生徒が自ら課題を見つけ解決する探究活動というものを展開する学校が現時点でも増えてきております。例えばそのテーマとしては、平和教育、SDG s 等の環境教育、沖縄戦の記憶継承があり、こういったテーマで課題を見つけ、自分たちの学びを地域に発信していく、社会に発信していくという取組が進んできております。やはり公立学校の魅力として、私たちが基本に置きたいと考えているのは、地域の特色を生かした小中高校、それから特別支援学校でつながる発達段階に応じた学びで、これをしっかりと推進し、地域の子どもは地域で育てるという原点に立ち返って、高校も地域に根ざした学びの場所になるように、教育課程を社会に開くことが、魅力化のまず一丁目一番地になるのではないかと考えています。

○大城委員 昨年度の空き定員 1,488 人、これは中規模校 2 校分、37.2 クラスに相当するにもかかわらず、北部農林高校の学科改編に伴う 1 クラス減の学級数に留めることができたのは、所管課の熱意と御努力のおかげだと思っています。来月あたりから本格的に行われる各高校による体験入学、学校説明会等の取組、工夫により、各校のスクールミッションや学科それぞれが求める生徒像にかなう入学者を十分に確保し、学校の活性化につなげてほしいと思っています。

○宮城委員 通信制課程について、近年応募者が急増しておりまして、昨年度も定員を上回る応募者があったとことを承知しておりますが、今年度は定員を設定するにあたってどのような検討をされたのか、お聞かせください。

○県立学校教育課長 中学校 3 年生から直接、私立の通信制課程を受験する人数について、過去の数字の流れから 800 名を超えることを予測しております。学びのかたちとして、通信制における週に 1 回程度の通学という利点を生かした学びか、全日制の学校における来て学ぶという、どちらを選択するかが子どもたちの中でコロナ禍以降に変わってきたのか、小学校の不登校の数等も増加しておりますので、その関わりも含めて、あと 1、2 年は様子を見ないといけないと考えております。現在のところ、定員の設定については、中学 3 年生の人数に応じて、これまでどおり公立高校側の枠を確保しようと考えております。数字の推移を見ながら検討していく必要があると考えています。

○宮城委員 社会のニーズというのが急激に変化しているように思われますので、今後とも適切な定員の設定を心がけていただきたいと思います。

報告事項 4 令和 7 年度全国学力・学習状況調査結果についての報告

【説明（義務教育課長）】

令和 7 年度全国学力・学習状況調査結果について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 今回の報告から、改めて県内メディアによる公表内容との整合性が取れました。

その概要として、本県の小学校、中学校全ての教科で全国の平均正答率を下回る結果だったが、大まかには全国水準を維持した。教育委員会としての今後の取組は、メディア上の教育長コメント「結果を詳しく分析し、職員への研修会の充実や学校訪問などで授業改善などの取組を支援したい」のとおり、すなわち結果を詳しく分析した本報告になりますが、委員としても調査結果を真摯に受け止め、今後の取組の理解・共有を図るため、次の2点を確認させてください。1点目、令和4年度以降、小中学校各教科の平均正答率の傾向については、ほぼ全国並みの範囲内で推移、そのような理解でよろしいのではないか。2点目、今後の取組の子どもの姿に基づく授業改善を中心とした「自立した学習者」育成とは何か。

○義務教育課長 1点目について、全国学力学習状況調査の結果においては、令和4年度より全ての教科で全国平均を下回る結果となっているのですが、全国水準とされる範囲で推移しております。しかし算数、数学においては、全国との平均正答率の差が開きつつあり、その結果については真摯に受け止めております。2学期以降の学校支援訪問や研修会等において、各教育事務所や市町村教育委員会と連携し、学校や市町村、各地区が自らの結果について主体的な分析や改善に向けた取組を進められるよう支援を行ってまいります。2点目について、子どもの姿に基づく授業改善ということになりますが、これまでは授業改善というものが、子どもの姿より教師が何を教えたか、教師がどのような指導の工夫をしたかなど、主に教師の指導に焦点が当てられていた傾向があると考えております。そこで今年度より推進しております学力向上推進施策の「自立した学習者」育成プロジェクトでは、子どもの姿に基づく授業改善として、子どもたち一人一人の学びと成長、困り感や課題等、子どもの姿に焦点を当てた授業改善に取り組んでおります。

○大城委員 わかりました。本学力調査結果について、私個人の考えですが、調査結果の序列については学力向上の一つの目安と捉え、その結果に過度に一喜一憂せずに対応する。その要点は、学校現場で管理職のリーダーシップの下、本調査結果から子ども一人一人の学びの実態を冷静に分析し、教師全員で見逃してはならない課題を共有し、改善に向けた教育の質の向上につなげる視点が大事だと考えます。また各教師は、例えばテストで間違えた問題の勉強に子どもたち自身でしっかりと取り組ませるような学習指導の工夫と同時に、自ら実際に問題用紙を開き、子どもたちの間違えた箇所を理解し指導に生かすような学習効果を高める取組を主体的に実践する。まとめますと、学力向上の成果をもたらすのは、自立した学習者の育成を目指し、校長のリーダーシップによる実践的な職員研修の重視、並びに教員一人一人の授業改善と家庭学習への意欲を高める取組・充実への地道な努力と、それを後押しする教育行政の力と考えております。

○小濱委員 21ページの質問調査の「授業でPC・タブレットなどICT機器をどの程度使用しましたか」について、肯定的な回答をした児童生徒の割合が、小学校、中学校とも沖縄県は全国よりもかなり高いです。これは、沖縄県でICT機器を使った教育がしっかり普及しているということですか。それともICT機器をしっかり使っているけれども、いわゆる平均正答率は全国より低いのであれば、バランスの悪さはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○義務教育課長 沖縄県の子どもたちのPC・タブレット機器の活用頻度に関しては全国を上回っておりますが、応用的な活用等は、今後強化をしないといけない部分と考えております。

○小濱委員 ICT機器のより効率的、しっかりした使い方を、積極的に子どもたちに指導していくという理解でよろしいですか。

○義務教育課長 はい。

○宮城委員 22 ページの全国平均を下回る主な質問項目で、週末の学校外での勉強について、本県は中学生の方が「全くしない」と回答した割合が大きく増加している結果についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○義務教育課長 自立した学習者の育成プロジェクトが始まっておりますが、子どもたちは、先生がそばに付いて課題を与えて、問題を解いていくところに関しては、これまでの結果から、ある程度できていると思っておりますが、コロナ禍において、子どもたちが自分で課題を見つけて、その解決に向かっていく力に課題が見えてきました。よって、興味関心を持たせて探求していくような授業を行い、休日に自分たちで何かしらを見つけて勉強する力にも焦点を当てなければいけないという部分は反省として挙げられると思っております。

報告事項5 重要無形文化財「琉球舞踊」保持者の追加認定（総合認定）について

【説明（文化財課文化財班長）】

重要無形文化財「琉球舞踊」保持者の追加認定（総合認定）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 先月の定例会における県内の史跡・名勝等4件の国指定登録の朗報に続き、この度の重要無形文化財琉球舞踊保持者追加認定もまた大変嬉しい知らせです。今回認定しようとする10名に対しましては、琉球舞踊の技法を高度に体現し、重要無形文化財琉球舞踊の保持者としてふさわしいものとのことで、これまでの各位の御努力の賜物と深く敬意を表します。また本認定は、琉球舞踊保存会を支えておられる先輩諸氏会員の技を磨き上げる模範あつてのことだと思っております。今回の追加認定を機に、会員、保存会の御活躍、御発展並びに琉球舞踊双方のますますの隆盛を願っております。所管課におかれては、現在、無形文化財の保存を目的として、琉球舞踊の保持者記録を作成する事業を行っていると同っております。本事業の説明をお願いします。

○文化財課文化財班長 毎年この琉球舞踊の保持団体の方に、国の補助事業として伝承者養成事業を行っております。その中で琉球舞踊の保持者の記録、聞き取りや演舞の記録を映像で記録しまして、伝承者養成の講座で活用するなど、保存・活用に利用しております。

○大城委員 わかりました。現在、琉球舞踊は沖縄伝統芸能の中核をなし、国内だけでなく世

界各地への広がりもみせているということから、沖縄文化の継承、発展、普及の取組の一環で、今後もより一層、学校への周知工夫についてもお願いしたいと思っております。

(6) 議案審議

議案第1号 学校職員の人事について（非公開）

議案第2号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他

特になし

(8) 閉会

半嶺教育長が閉会を宣言した。